

Noism Company Niigata の活動評価に関する有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市芸術文化会館劇場専属舞踊団 Noism Company Niigata の活動評価を行うにあたり、有識者等からの幅広い専門的な意見を聴取し、以後の Noism Company Niigata の活動に反映することを目的として、Noism Company Niigata の活動評価に関する有識者会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(開催期間)

第2条 評価会議の開催期間は、令和5年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 評価会議の委員は7名以内とする。

2 委員は、文化芸術についての見識を有するものまたはその他市長が必要と認めるもので構成する。

(委員任期)

第4条 委員の任期は令和5年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長及び座長代理)

第6条 評価会議には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、評価会議の進行を行う。

3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第7条 評価会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、評価会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

3 評価会議は公開とする。ただし、新潟市情報公開条例第6条に該当する情報を取り扱う場合は非公開とする。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、文化スポーツ部文化政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、効力を失う。